

ほ場整備の影響

—香川県大野原町丸井北地区の事例—

森 下 一 男

I 調査票と事実との関係

48年度の卒業生が香川県三豊郡大野原町のほ場整備の研究をした際に、丸井北地区の関係農家のほとんどを占める43戸の農家に対してアンケート調査を実施した。その内容は個々の農家を通じて、整備前後の農家や農業及び整備工事のことを知ろうとするものであった。調査票は彼らが主に作製したが、結果的には筆者の知りたい項目についても追加された。

回収された調査資料のことにについて考えた。資料に依って何かを語ろうとしている自分を発見した。このことは、かつて実施したことのある生活時間調査の集計を思い出させるに十分であった。これは危険な方法である。この危険な方法を防ぐには次の二点が必要ではないかと考えた。それは調査資料が事実によって裏付けられているかどうか確認すること。それ以上に重要なこととして事実と接すること。調査資料があってそして語るのではなく、全く逆に、まず語りたいたことがあって、調査資料はその語りたいたことを裏付けるに過ぎないということ。従って、まず語りたいたことがあって、それは調査資料によって裏付けられ、なおかつ、その資料は事実によって裏付けられている必要がある。究極的には、語りたいたことは事実によって裏付けられていることが必要である。

しかしながら、現段階では語りたいたことが全面的には明らかでなく、それも全面的に事実によって裏付けられているとは言い難い。筆者のできたことは回収調査資料について事実に基づくべく若干の努力をしたに過ぎない。語りたいたことと事実との間にまだまだ調査資料なるものが頭をもたげている。調査資料は事実になり切っていないのである。

大野原町丸井北地区の研究を始めた頃、役場の整備担当者とか地区の換地委員の人から「基盤整備によって大きく変わった。」と聞いた。それは農業をやめて勤めに出る人が多くなった点とそれに伴って裏作をやめる農家が多くなったことの二点についてであった。このことは基盤整備によってもたらされた結果と感じ、その事実を確かめてみたいと考えた。従ってこの報告では丸井北地区について、基盤整備によってもたらされた耕地利用の変化と農業の担い手の減少について語ることに限定しておきたい。この報告は何よりも丸井北地区の各農家の協力なくしてはでき得なかったことを記して感謝の意を表したい。

II 整備前後の耕地利用

大野原町における耕地による農業生産の主力は水稻よりもより有利な、レタス、玉葱等の裏作へと変っている。耕地は年間を通じて利用されているのである。丸井北地区についても土地の人達の話では、基盤整備前は耕作されずに空いている耕地は無かったという。そのことは、大野原町の未整備地区の耕地を見て歩いたら一目瞭然である。作付けされていない耕地を見出すことは冬期間でも困難である。

図1は整備前のおよそ1年間(昭和45年11月～昭和46年10月)の耕地利用を各農家毎に示したものである。丸井北地区の各農家の経営耕地面積は2戸の農家を除いて、所有耕地面積に等しい。水田所有面積としたのは、この地区の耕地は水田が一般的であるからである。普通畑はごく僅かであり、多い農家でも6a程度である。図の中の△印と※印の農家は水田について貸借関係にある。※印については借地農家3戸である。2戸の貸付農家はいずれも主人が公務員であり、農業はしていない。

各農家の作付面積はほとんど所有面積を上廻っている。図のI、II、III、は耕地利用の度合の目安となる。地区内の耕地はほぼ100%以上利用されていた。しかし十分厳密ではない。もし土地の人達が言う様に空いている耕地が無かったとしたならば、最低耕地利用率は200%以上となり、II線より上側に各農家は描かれるはずだからである。この様に厳密ではないが耕地がよく利用されていたという実態は表わされている。

ほとんどの農家がI線より上側にあることにより、普通は所有面積分だけ米をつくり、それに裏作を加えていく

と考えられるが、はたしてそうであるか、I線にあるか、もしくはそれに近い農家について検討してみよう。

農家8：67 aの内水稲53 aで裏作40 a，養豚農家である。

農家9：70 aの内水稲60 a，裏作20 aで規模の割に裏作が少ない。主人が整備前より臨時に農外に働きに出ている。

農家13：60 aの内水稲30 a，裏作30 a，土地生産性の高い裏作に重点をおいている。

農家17：世帯主である主婦一人での耕作である。

農家30：基盤整備前年にすでに一部を休耕している。

農家36, 37, 38, 39, 40, 41, 42：水稲の作付のみ。

以上の様に30 a以下の農家については水稲の作付けだけであるが、およそ30 a以上の農家では作付けに裏作が加わるが、必ずしもそうでない。個々の特殊な事情がある。

ところで図の中で耕地利用率 300%を示すIIIに近い農家が2戸ある。21と33であるがいずれも所有面積分だけ米の作付けをして残り裏作を作付けていた典型的な農家である。いずれも地区内では大きな農家ではないのである。丸井北地区において耕地利用率 300%の農家が存在したということは、作付の可能性を示している。

基盤整備工事は昭和46年11月にはじまり、昭和47年6月に完了した。図2は整備後の48年1月～12月の一年間の作付（露路栽培）を調査し各農家別に示したものであるが、耕地利用は整備前と著しく異っており、基盤整備の及ぼした影響の大きさを知ることができる。耕地利用率が100%に満たない農家が続出していること、作付面積100 aを越える農家が整備前10戸あったのが整備後は1戸である。

ところで耕地利用率 200%に近い農家32があるが、主人は換地委員もしていて、丸井北地区の全体の発展について関心が深い人である。多くの農家が整備後、区画が大きくなったことと（標準区画30 a）、ほ場が均平でないことにより排水が悪く、そのために裏作の主力である露路野菜ができないと嘆く中で、この人は皆が何よりもまず作付けをしようとしないと嘆いていた人である。裏作に露路野菜を作付ける場合、整備後のほ地はまず土づくりから始まる。作付けない限り裏作に適した耕地にはならないことを強調し、この人は麦を作付けしたのである。麦は必ずしも採算が合うとは限らないがである。

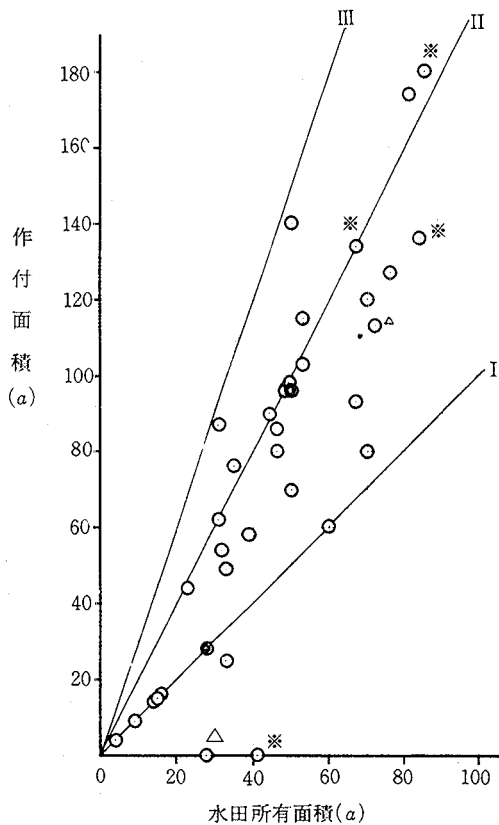


図1. 基盤整備前の耕地利用

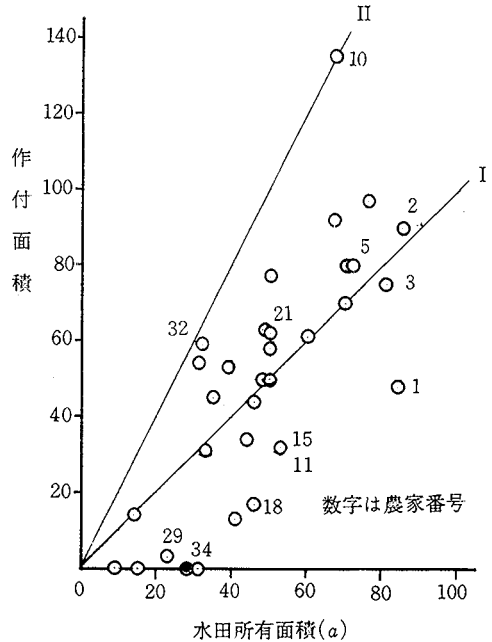


図2. 基盤整備後の耕地利用

III 整備後の作付面積の減少

1. ハウス団地の建設

整備後、47年度に整備地区の一面に、施設園芸のハウス団地が建設された。従って、整備工事完了後はハウス団地建設の準備期間でもあった。図2において、耕地利用の低下の著しいと思われる農家1, 11, 15, 18, 29, 34, はハウス団地の立地に関係している。これらの農家はハウス建設用地に一時利用地の指定を受け、ハウスの経営には参画せずに、ハウス用地を貸付けている農家である。それ故に作付面積は減少しているのである。農家2もハウス用地貸付農家であるので、これらの農家の所有面積と貸付面積を示すと、次の表1の通りである。

表1 ハウス用地貸付農家の水田所有面積と貸付面積

農家番号	所有面積(a)	貸付面積(a)
1	84	40
2	85	30
11	53	10
15	53	20
18	46	30
29	23	20
34	31	28

これらの各農家は農家2を除いて作付面積とハウス用地貸付面積を加えると、ほぼ耕地利用率は100%になるが、農家11は作付けを縮小している。耕地利用率が100%になるということは貸付用地以外の耕地は水稻の作付けのみということである。厳密には裏作の野菜もしているのであるが10aにも満たない。ハウス用地貸付農家は経営面積を減少させており経営規模の縮小を意味している。これらの農家の農業の担い手は怎么样了かということを検討すると次の表2の様に表示される。

表2 ハウス用地貸付農家の労働力の流出状況

農家番号	農業従事可能労働力(人)	農外就労者(年令)	農外就労時期			農業従事者(年令)	
			昭和46年以前	基盤整備			
				前	中		後
1	2	主人(47) 主婦(45)			○	○	
2	3	主婦(30)				○	主人(36) 母(63)
11	4	主婦(55) 長男(30) 長男妻(25)	○	○			主人(69)
15	2	主人(42) 主婦(39)	○			○	
18	3	主人(31) 主婦(28)	○				母(54)
29	3	主人(51) 主婦(47)	○				父(68)
34	3	主人(63) 主婦(53) 長男(30)	○			○	○

農家2を除いて、各農家の農業の担い手はいずれも高齢者となってしまった。この様にハウス用地貸付農家は経営規模を縮小し、働き手が農外に流れていく中において、図2のI線を若干上廻る農家2は農業を続けている。当初ハウス建設用地内に一時利用地の指定を受け、自らハウス経営を行なう予定であったが、世帯主が亡くなるという不幸が生じたためハウス経営への参画を断念し、経営耕地面積85aのうち30aをハウス用地として貸付けているのである。従って実際の耕作面積は55aであり、水稻50a、裏作40aの作付けをしている。この農家のように農業を続けようとする農家にとっては経営規模拡大の意欲は大きく、借地してでも農業を続けたいのである。丸井北地区でハウス団地に一時利用地の指定を受けハウス経営に参画した農家は農家5だけである。ハウス用地貸付農家が存在する一方には、その用地を借りてハウス経営を行なっている農家が3戸ある。農家3, 10, 21, である。いずれの農家もこの地区内では裏作を大規模に作付けしていた農家である。そのことは後出の図4によって、一そう明らかとなる。ハウス団地の建設によって、整備後の作付面積が減少したのは、用地を貸付ける農家が現われたことと、一方でハウス経営に参画した農家があったことの相方が考えられるのである。

2. 水稻の作付変化

図3には整備前後の米の作付面積を農家別に表示した。整備前後で作付面積の変化しない農家が多いが、整備後減少している農家も多いので検討すると、農家1, 2, 11, 15, 18, 29, 34, はハウス用地貸付農家である。農家3はハウス経営参画農家である。整備後水稻の作付けをしなかった農家36, 37, 38, 41, は休耕したのである。農家39は農地を手離した農家である。この様に水稻の作付けを減少させる中で僅かばかり作付けの増加した農家26があるが、これは整備前荒地であったところが、整備後水田になり作付が5a程増加したものであるが、この地区では特殊な事例である。農家24は、整備前耕地を貸付けていて作付けも無かったのであるが、整備工事により貸付け地の一部が返ってきたので、そこに水稻を作付けたのである。

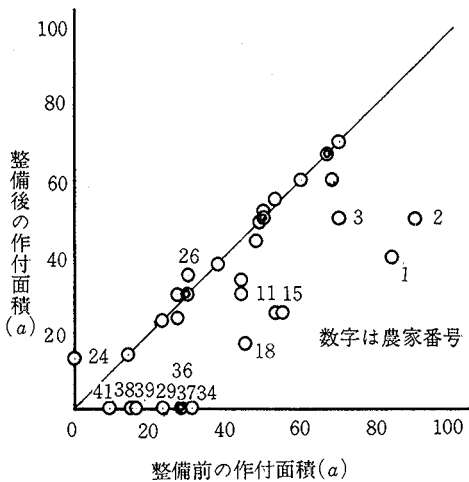


図3. 整備前後の水稻の作付面積

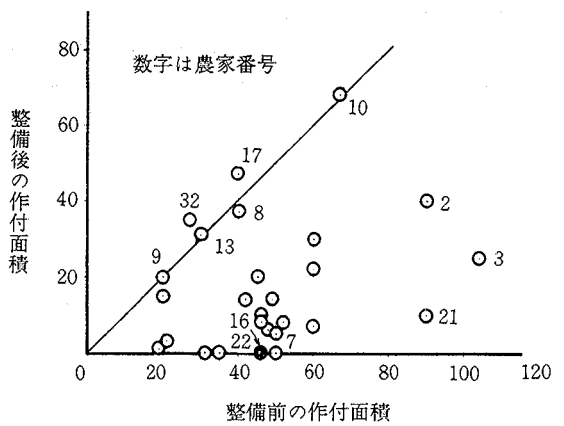


図4. 整備前後の裏作の作付面積

3. 裏作の作付変化

図4は整備前後の裏作の作付面積を農家別に示したものである。整備前後の裏作の作付けは極端に変化しており整備の影響は稲作よりも裏作により大きいものであった。作付けの多い農家3, 21, 10, はIII-1で述べた様にハウス経営参画農家であり、農家2はハウス経営の参画は断念したけれども農業を続けようとしている農家である。水稻の作付変化と異なって、裏作の場合、整備前後で比較的变化していない40a未満の作付面積の農家は注目される。そこでそれらの農家5戸について農業が誰によって担われているか検討してみると、

農家8：養豚農家、労働力流出なし。

農家9：労働力4人のうち主人(30才)は46年以前より勤めに出ており、女手によって農業は担われている。

農家13：世帯主夫婦が農業を続けている。

農家17：女手一人で農業を続けていたが、整備後はむしろ作付けが増加している。これは作目を煙草から野菜へ切り換えることにより増加したものである。

農家32：IIで述べた農家であるが、主人は整備前より勤めに出ているが、主婦の人が農業を続けている。

この様に裏作の作付けの不変性は整備前後の農業労働力の不変性に対応している。それ故に、整備後裏作の減少した農家は労働力の農業外への流出が考えられるのである。たとえば、整備後裏作をしなくなった、農家7, 16, 22, の3戸についてみると、農家7では世帯主夫婦とも工事中に農外に働きに出ており、農家16, 22, はいずれも主人が46年以前に勤めに出ており、農業を担っていた主婦が47年の工事後に勤めに出だしている。この様に裏作の作付けは農業労働力の流出と密接に関係している。これ以外の農家でハウス用地貸付農家を除いた7戸の農家（農家4, 14, 19, 20, 23, 26, 27）について同様に検討してみると、世帯主が46年以前に出ている農家は2戸（農家20, 26）、工事後については農家19の1戸である。更に主婦については、工事中から後にかけて勤め出した農家は4戸（農家14, 20, 23, 27）であり、農家26は相方が出てしまっている。残った農業従事者は農家4では世帯主夫婦（67才, 53才）農家14では主人（老令者, 年令不詳）農家19では主婦（37才）農家23では主人（58才）農家26では老夫婦（70才, 63才）主婦（40才）農家27では主人（72才）だけである。この傾向はIII-1で検討したハウス用地貸付農家の労働力の流出状況と類似している。整備後の農業従事者は著しく老令者が多い。老令者にとって整備後のほ地の排水不良は野菜の作付けにとって大きな阻害条件となった。だから作付けをへらさざるを得なかった。労働力の流出による作付けの減少が説明されるとしても、前半部分では労働力の流出にもかかわらず作付けの減少しない事例について述べた。その事例は、むしろ作付面積の規模が関係していると思われる。規模が小さかった故に、整備前後での裏作の作付変化がなかったと考えたい。今回の調査では、その作付面積規模の限界は40aとなっている。この限界よりも大きい規模の作付農家は労働力の変化により作付面積も変化するが、40aよりも小さい規模では労働力の変化にもかかわらず作付面積は不変性である。

ところで丸井北地区の場合、集落内耕地が未整備のままになった所もあった。裏作の作付けほ地を整備地と未整備地に分けて調査のできた19戸の農家についてみると、整備地の作付面積207a、未整備地の作付面積112aであり、裏作の作付けのうち未整備地作付けの割合は35%を占めており、整備後の耕地への裏作の作付けは実に少ない。

IV 農外就労状況

丸井北地区の農家のうち35戸について、農業従事可能人口を92人と考えると、年次別の農業外への労働力の流出は次の表3のとおりである。

表3 農業外への労働力の年次別流出状況

	46年以前	46年1月～10月	46年11月～47年6月 (工事中)	～47年12月	～48年	～49年4月	計
男性	22	0	2	0	2	1	27
女性	6	2	3	10	5	1	27
計	28	2	5	10	7	2	54

46年以前に既に農業外に働きに出ている人の中で世帯主夫婦を含めると20人となる。残りの8人は若い人達である。35戸の農家のうち約半数の17戸は46年以前に兼業農家であった。男性についてみると流出人口のうち48年の1人を除いて全て世帯主であり49年までに35戸のうち21戸が主人が勤めに出ていることになる。流出労働力のうち男性と女性は対照的であり、整備工事からの女性労働力の流出が著しい。

土地の人から聞いた「働きに出る人が多くなった」ということの実態は、裏作を担っていた、女手が勤めに出るようになったことと考えられる。

丸井北地区においては比較的所有規模の大きい70aの農家では裏作を止めた。その農家の主人は「今まで裏作ではいいことなかった」と語り、67aの農家の若い人は「裏作はみかえりがない」と語り、「今までしょうことなし」にしていたと語った。

基盤整備を前後して裏作の作付けの動向は著しい変化をもたらし、また様々の農業労働力の流出の様を程している。

筆者には整備前までの留まりに留まった各農家の農業に対する意識が整備を契機として一遍に爆発した様に思える。所有規模38 aの農家の主婦の言葉は、整備前後の状況を単的に語っている。

「零細農家は採算が合わないということがわかっている、作物をつくっていた。」と。

THE INFLUENCES OF THE LAND CONSOLLDATION PROJECT IN THE CASE OF OHNOHARA-CHO KAGAWA PREFECTURE

Kazuo MORISHITA

Summary

Ohnohara-cho situated in the western part of Kagawa Prefecture is the village having 50 square kilometer in size and 13,000 inhabitants. Most of the people of the village are part-time famers getting their living both by working for a wage and cultivating divers crops a year including paddy rice at the narrow farm-land, the average size of which is only 5,070 square meter.

In 1971, the Land Consolidation Project was applied to this region in order to improve the land productivity and the labour efficiency.

In this report, the influences of the L.C.P. are presented by investigating the cropping rate of the farm-land before and after the project. The results obtained are summarized as follows;

The planted area of the farm-land was greatly decreased just after the land consolidation. This tendency holds true not only in the case of pabby rice plant but also the succeeding crops. This tendency seems to be derived from the following three reasons.

- (1) The drainage of the farm-land was not always improved and in some parts, the condition became worsor and succeeding crops after havesting paddy rice plant could not be cultivated.
- (2) After the project, the protected agriculture developed in one part of this area (protected agriculture area = P.A.A.).

In this small part, two groups of famers arised, i. e., one was the famer who was allocated new farm-land in the P.A.A. and began the protected agriculture and another was obliged to minimize his farm-land by lending it to others though he has his own farm-land in the P.A.A. owing to the shortage of money and labour. The later is greater than the former. This striking character causes decrease of cropping rate of this area.

- (3) Agricultural labour power of women turned to be industrial labour power taking this project oppotunity.

(1974年11月30日受理)